

浦 監 第 34 号
平成 17 年 7 月 28 日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	菊 原	栄 三
同	醍 醐	誠 一

平成 17 年度定期監査（教育総務部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 17 年度定期監査（教育総務部）の結果報告書

1．監査の範囲

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2．監査対象部局

教育総務部

3．監査の実施期間

平成 17 年 4 月 1 日から 6 月 27 日

4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 教育総務課

奨学資金貸付について、連帯保証人となっている親権者にも督促状を発送しているとのことだが、親権者以外の連帯保証人への督促についても検討するなど、速やかな滞納額の回収と適切な貸付け事務へのさらなる改善に努められたい。

幼稚園・小学校・中学校に係る運営費、維持管理費、教材等整備事業、教材等維持管理費については、多額の予算残額が発生していた。予算の執行に当たっては、適切な執行計画のもと、契約差金が発生した場合は適宜減額補正を行うなど、多額の予算残額を発生させないよう努められたい。

(2) 教育施設課

各小学校消防用設備保安業務委託は、8 区域に分割してそれぞれ一社随意契約されていた。過去の慣例により安易に一社随意契約するのではなく、競争原理を働かせた契約とするよう検討を求める。

浦安小学校ボイラー保守点検委託について契約関係書類を確認したところ、2 回点検を行うことになっていたが、作業報告書は、1 回分しか保管されていなかった。経緯を調査したところ、職員が現場確認を行い、仕様書どおりに 2 回分の作業が行なわれていたが、作業報告書を紛失し書類の整理がなされていなかった。今後は、書類管理を徹底されたい。

教育施設課では、予算を計上することなく入札差金を前提にして事業を

執行する事例が多く見られた。昨年の決算審査において、入札差金が生じた場合は、速やかに減額補正を行うよう意見をしており、財政課においても入札差金については、減額補正を行うよう随時指導がなされている。当初予算積算時に必要性や実効性を十分検討し、厳格な予算編成を行うよう検討を求める。また、予測のつかない補修工事等に対応する名目予算の計上についても、過去の実績や経年変化などを十分考慮し適切な積算を心がけるよう、改善されたい。

(3) 学務課

幼稚園入園料について、平成 15 年度の定期監査では収入未済が生じることのないよう対応策の検討及び平成 16 年度決算審査では入園料を納めないものは入園させないよう制度改正の検討を求めたにもかかわらず、改善が見られなかった。収入未済には滞納整理を徹底し完納させるよう厳格な態度で臨むとともに、早急に収入未済が発生しない仕組みを構築されたい。

幼稚園授業料について、平成 16 年度で 2,970,000 円の収入未済額が生じていた。本来授業料は納入を毎月確認し、滞納が確認され次第督促を行うべきものとするが、学務課は退園理由に当たる 3 ヶ月分滞納となるまで督促を行っていなかった。幼稚園との連携を密にし現状の収納事務を見直されたい。また、平成 15 年度の決算審査意見書でも指摘しているが、幼稚園は義務教育ではないことから、浦安市立幼稚園管理規則第 33 条に基づき 3 ヶ月以上滞納している者には退園命令を行うなど厳しい姿勢で臨まれたい。

(4) 指導課

教育研究会運営費補助金、市立学校教育活動支援補助金、小・中学校体育連盟運営費補助金について、次の事項を改善されたい。

・実績報告書の精査について（3 補助金共通）

補助金の交付に当たっては、規則及び要綱等を踏まえ、実績報告書及び収支決算書、領収書等の関係書類により、支出内容等が適正であるかを精査する必要があるが、確認が充分に行われていなかった。今後は、証拠書類の精査を徹底するよう求める。

・繰越金の扱いについて（教育研究会運営費補助金、小・中学校体育連盟運営費補助金）

補助対象団体の収支状況から、翌年度への繰越金が発生していることが把握できていたにもかかわらず、毎年、継続的にほぼ同額の補助金が支出されていた。今後は、収支状況を充分精査の上、補助金額を決定されたい。

・食料費の支出について（市立学校教育活動支援補助金、小・中学校体育連盟運営費補助金）

補助金から各種行事等に伴う食料費が支出されているが、食料費は原則

的に補助の対象とすべきではない。今後は、補助対象の精査及び学校・団体への指導を含めた改善に努められたい。

市立学校教育活動支援補助金

- ・補助対象がかなり広範囲に渡っており、補助金から様々な支出がされていた。全てが補助金の支出目的に適ったものとは言い難い。自主的で創造的な教育活動を支援するという補助目的は理解できるが、明確な補助対象基準や適切な指導もなく運用することは問題である。補助対象を明確化するとともに、学校現場の意識改革と指導課における厳格な支出内容の確認及び適正な指導を求める。
- ・指導課や教育総務課における通常の予算でも執行できるものを安易に補助金から支出している例も多く見受けられた。予算執行において、支出先（担当課や予算科目）を裁量で選択できる状況は、不適当である。教育委員会内での情報交換や事前調整等による適切な予算管理を求める。研修旅費及び研修参加負担金については、予算執行率が低かった。理由を確認したところ、業務との関係で研修に参加できなかったという回答であった。所属長は、職員が研修に参加できるよう適切な人事管理に努められたい。

(5) 学校給食センター

給食費は平成14年9月分から、納入先、徴収方法が学校から給食センターへ変更されたが、次のように滞納額が大幅に増加している。

年度	収入率	収入未済額	不納欠損額
13年度	98.8%	4,060,558円	1,079,876円
14年度	96.7%	13,652,100円	1,601,951円
15年度	94.4%	25,865,498円	1,935,971円
16年度	92.9%	30,655,238円	7,741,830円

給食センターでは未納世帯への対応策として不納通知書・督促状の発送、電話催告、滞納整理の実施等を行っているが、一向に改善が見られない。17年度からは給食費徴収員を雇用するとの回答もあったが、現状のままでは滞納額が減少することは期待できない。教育委員会は、徴収方法が変更になってからの滞納額の増加に危機感を持ち、滞納額が増加する原因の分析を行うとともに、収入率の高い近隣自治体を参考にし、収入未済に対する抜本的対策を早急に講ずるよう強く求める。

契約事務について、次のような不適切な契約事務が行われていた。早急に改善されたい。

- ・設計金額と契約金額が同一の契約が見られたので理由を確認したところ、2社から見積りを徴収し、その見積りから設計書を作成し契約したとの回答であった。たとえ2社から見積りを徴しているにもかかわらず、発注業

者の見積書をそのまま設計書とすることは、不適當である。業者からの見積を参考に設計書を作成する場合は、複数業者から見積書を徴し内容を十分精査する必要がある。今後は、適正な契約事務を徹底されたい。

- ・ 随意契約について契約書類を確認したところ、見積書の徴収に不適切な事務が数件見受けられた。随意契約で発注する場合は、浦安市契約事務規則により基本的に、二人以上の者から見積書を徴収しなければならないと規定されている。しかし実際には、A社に見積合わせの相手方となるB社の見積りも併せて提出させていた。別件の契約時にもA社にC社の見積りを併せて提出させており、B社、C社の見積書の筆跡は同一と思われるものであった。このことは、形式的には見積合わせでも結果的には一社随意契約の事務処理をしていたと見なされてもやむを得ない。特に随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることから、厳正な審査を行い、より公平性・透明性が確保されなければならない。行政の信頼を維持するためにも適正な契約事務の執行を徹底するよう対策を講じられたい。